

令和6年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

令和6年3月6日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員（11名）

1番	溝部 真紀子	2番	齋藤 文夫
3番	中川 靖広	4番	小城 世督
5番	伴 吉晴	8番	井上 卓也
9番	横田 敏文	10番	宮崎 和彦
11番	濱 真理子	12番	木澤 正男
13番	奥村 容子		

---

1, 欠席議員（1名）

7番 嶋田 善行

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐谷 容子

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西 卷 昭 男
総 務 課 長	松岡 洋右	安全安心課長	曾 谷 博 一
住民生活部長	栗本 公生	住民生活部次長	北 典 子
福 祉 課 長	中原 潤	子育て支援課長	中 尾 歩 美
環境対策課長	東浦 寿也	都市建設部長	上 田 俊 雄
建設農林課長	手塚 仁	都市創生課長	福 居 哲 也
上下水道課長	岡村 智生	会 計 管 理 者	安 藤 晴 康
教 育 次 長	本庄 徳光	教委総務課長	仲 村 佳 真

---

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。

なお、嶋田議員から、欠席の通告を受けています。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして、一般質問であります。

順序に従い、質問をお受けします。

はじめに、11番、濱議員の一般質問をお受けします。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） おはようございます。それでは議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて質問をさせていただきます。

まず最初の質問でございます。町内に設置されているAEDについてお伺いをいたします。災害はいつどこで起こるか予測できません。災害の規模や避難についても、一刻も早い判断が必要であります。

斑鳩町では、自主防災組織、防災士、防災に関心のある方への参加を募り、斑鳩町自主防災連絡会設立を支援いたしました。災害発生時には、救助活動を協力して行うことができるようふだんからの連携を強め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指しています。これには、住民の方々の協力が何より重要ではないでしょうか。

災害時に最優先にすべきことは、自分の命を守ることでございます。そのための準備が防災でございます。日頃からの準備・訓練が自分、家族、友人、地域を守る第一歩でございます。

さて、命を助けるAED自動体外式除細動器は、心停止の際に機器が自動的に心電図の解析を行い、除細動を行う医療機器でございます。直接の災害の被害でなくても、誘発されての心停止から命を守るために、AEDは欠かすことのできない機器ではないでしょうか。

①の質問をさせていただきます。町内での配置しているものと、町以外で設置しているものはどれぐらいありますか、お尋ねいたします。また、その使用されたのは何回あるでしょうか、お願いいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） おはようございます。AEDの使用等に関するご質問です。

初めに、町内いわゆる斑鳩町が設置しているAEDにつきましては、29施設33台

を設置しているところがございます。

また、斑鳩町以外の施設につきましては把握していないところがございます。

次に、AEDの使用状況についてでございますが、町が所管するAEDの使用状況は、令和3年度に中央体育館で1回、令和4年度にふれあい交流センターいきいきの里で2回の使用がございました。

なお、町が所管するAED以外の使用状況については把握していないところがございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。町については29か所で33台、それから町以外の設置については把握されていないということがございますね。ですから、町以外の設置については使用については、それも分からないということですね。

使用回数が少ないということは、よくも悪くも解釈できるものでございます。使用しなかったAEDについては、例えば、心臓マッサージであるとか人工呼吸、そして救急車の到着等で使用しなくてもよかった、不要だったということではよいのですけれども、一方で、AEDの設置場所が分からないことや遠距離にしかない、そして時間外などで使用が不可能だったということなら、大変、残念なことがございます。

この使用していない数というのはカウントできない数ではないでしょうか。

次にお聞きしたいのは、この町の設置している、町でももちろん把握をしている設置場所の情報は、住民にどのように周知しているのかをお聞きしたいと思います、お願いします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） AED設置場所の情報収集に関するご質問です。

本町所管のAED設置場所については、各家庭に配布しています防災ハザードマップに掲載するとともに、町のオープンデータとして設置場所等を町ホームページで公開しているところがございます。

また、奈良県のオープンデータとしても県ホームページで公開されております。さらには、一般財団法人日本救急医療財団のホームページにおいて、全国のAED設置情報が分かる全国AEDマップが掲載されております。

スマートフォンやタブレット等で、全国AEDマップと検索すれば、スマートフォン等の位置情報を読み取り、直近のAEDの設置施設名、設置場所などが検索できる仕組みとなっているところがございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。町以外の設置をしているところについてもただいまの回答にありましたように、様々なマップですとか情報というのが取り込めるようなことで分かるというお答えでございましたけれども、そういった中で、斑鳩町内には先ほどの町の設置の29か所以外にも個人の病院であったりとか、そういったところで設置をしているという情報がありまして、あるマップでは42台とか43台のAEDが町内にあるということですが、様々なマップで紹介されているということでも、やはり全てを網羅しているものではなくて、町内の設置場所についてはばらつきがある、そういうようなマップから得られる情報というのが現状でございます。

町の施設内の設置であっても、例えば、学校では、児童・生徒が使用の対象でございまして、登校している時間帯が使用可能であるなど、規制等もたくさん見られるのが現状でございます。

私が加入をしております自治会では、自治会館の入口の扉の外に設置されています。

しかし、この設置については、どのマップにもその情報がございません。自治会員以外にももちろん使っていただけるように、その入口の外にありますし、また、24時間いつでも使用が可能という設置をさせていただいているのでございます。

先ほど言いましたように、町で把握をされていない場所などに個人的というか、そういった町以外の設置をしている、例えば、飲食店であるとか宿泊施設であるとか、また医療機関など、そういったところの設置の情報を町としては非公式でご存知なら、設置者に対して住民へのその情報提供であるとか、また、使用を支援する協力要請など、つまり「ここにありますが、こういうふうにして使っていただけますよ」とか、「夜は駄目ですけども、昼間だったらいいですよ」とか、そういったような支援をすることなどを、協力要請などの取り組みも町としては必要ではないでしょうか。

災害時に限らず、大きな事故であったりとか火災などがあれば、救急車の到着が遅くなることも想定できるものでございます。

③の質問をさせていただきます。AEDの設置について、今後、町はどのような位置づけで行くのかをお尋ねいたします。お願いします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） AEDの設置場所に関するご質問でございます。

AEDの設置場所につきましては、日本救急医療財団が作成したAEDの適正配置に

関するガイドラインにおきまして、A E Dの設置が求められている施設などが示されているところがございます。

本町では、本ガイドラインで示されているA E Dの設置に当たって考慮すべき事項に従い、A E Dの設置が推奨される施設例を参考に、これまでに役場庁舎をはじめ、学校、体育館、いかるがホール、公民館などの公共施設に設置しております。

また、屋外に設置する場合には、A E D本体の温度変化による保管・使用環境の条件が課題となり、また、直射日光や雨・落雷等が電極パッドやバッテリーに影響を及ぼし、いざ使用すると機会となった場合の機器故障が考えられます。

さらに、収納ボックスに保管したとしても、誰でも使えるように基本的には鍵をかけることはなく、屋内と比べて盗難に遭う可能性が高くなっております。

こうした課題等もあることから、本町では、壊れにくく管理しやすい環境を考慮し、屋内に設置を基本としているところがございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。ガイドラインに従ってということですが、今のお答えの中に、盗難などの心配のことが一言ございましたけれども、このA E Dのことでなく町内、全国的ですけれども、消防用のこういう外に置く大きな赤いボックス、消火栓というのか何というのか、その赤いボックスの中、あれはいつでも開けられますね、誰でも火事的时候には使うようにということで。その中に収納されている金属の筒先とかそういうものがすごい盗難に遭ったということがございました。今でも続いているかも分かりませんが、全国的にというか、そういう金属が売れるときに泥棒がだいぶと横行したということがございます。

今のA E Dのことにつきましても、いつでもやはり使う場所がないことには、例えば、斑鳩小学校の中に設置されているものが、学校が休みのときとか時間外のときには時間の規制があつて、夜間であるとかそういうときには中まで入って使うことはできない。そしたら、並松の方ですぐ使いたいと思ったら、並松だったら役場も近いですが、学校には設置されていても使うことができない、そういったことがあると思われま。

先ほどの言いました消防の関係の金属の筒先などが盗まれても、ボックス自身をそこでなくすとか、屋内に入れるとか鍵をかけるとかいうことではなく対応されてると思うんです。その辺では、何か工夫ができて、誰でもすぐに使えるということについては工夫が必要ではないかと思ひます。

次の質問をさせていただきます。年々、A E Dの機能の改良が進んだり、また、リー

スなどの使用契約なども多様化が見られています。

そこでお聞きいたします。このAEDの初期の設置費用でありますとかランニングコスト、それから耐用年数、改良点等はどのようになっているのでしょうか、お願いいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） AEDの初期費用等に関するご質問です。AEDの導入費用は機器の種類にもよりますが、初期費用として機器を購入する場合で、おおむね20万円から35万円程度、機器をレンタルする場合には月々5千円から6千円程度となっております。

ランニングコストは、消耗品である電極パッドが約1万円で、2年に一度交換、バッテリーが約3万円で4年に一度交換が必要となります。

機器の耐用年数は、法定耐用年数が4年で、メーカーの定める対応年数が約6年から8年となっております。

次に、機器の近年における改良点についてでございます。小型軽量化していることやバッテリーの残量等が表示されるようになったことが挙げられます。

また、AED自体が心電図の解析を行い、必要な場合のみ自動的に電気ショックを与えるという機能を持つ機器も製造されているところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。私としてはちょっとやはり高額だなというのが印象でございます。

こういった様々な機種、町で設置しているもの、また具体的に把握してないということですけど、個人的に設置しているものが今のお返事の中のこういったものになってるかっていうのを、少し分かりませんが、先ほどの町の分については3件の使用があったということですが、そのほかのものを合わせても使用が少ないというのはどこも一緒だと思います。

また、使用がなくても今教えていただきましたコスト、いろいろな費用については、消耗品の交換であるとか、そういったことで何かと費用がかかるというのが現状であると承知いたしました。町内で設置している商店などとかそういったところに問い合わせをするなどして、「あるのか」「ないのか」というような情報については、ぜひとも実施していただきたいと思います。そして、その商店であるとか、個人のところじゃないですけど、医療関係だとかそういったところに緊急時の貸出協力をお願いをして、住民

の方だけでなく観光客の方であるとか、地域住民とのつながりを構築する一助となれば  
いいと私は思っております。

また、そういう個人が設置しているのでなくて町が設置している場所、それに追加を  
して、自宅の誰でも使えるような場所に、屋外というのか、そういうところも含めまし  
て、設置の協力者というのを募集させていただくなど、ぜひとも町内にこのAEDしっ  
かりと使いこなせる、そういった身近な場所に設置していただきますよう検討してい  
ただきたいと要望させていただきます。

次の質問をさせていただきます。⑤として、町以外の設置AEDへの費用の補助は、  
町としてはあるでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） AED費用への補助に関するご質問です。

初めに、AEDのAEDパックに、先ほど答弁させていただいたんですけれども、こ  
れにつきましては、購入されたときにその中に、こういったことをマップに載せてくだ  
さいよというのが入ってまして、たぶん、それを忘れておられるか、いやいや自分とこ  
だけで使うんだよということで、やられてないということがございますので、全ての機  
器が公開されてるわけではございませんので、ご了承願いたいと思います。

補助に関するご質問ですが、本町におきましては、AED設置に特定した補助はござ  
いけません。関連する補助制度として、自主防災活動の促進を図る自主防災組織を設立し  
活動している自治会、または町が認めた自主防災組織に対し、活動の経費を補助する斑  
鳩町自主防災組織設立及び活動支援補助金での活用は可能となっておりますので、よろ  
しく願います。以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。直接ではないけれども、自主防災組織  
であったりとか、そういったところに間接的であるそういった補助金を利用することも  
できるというお答えだと思います。

先ほど、私のほうから提案いたしました設置箇所の増設についてはね、やはり町から  
の補助制度があれば充実とか実現ができる一步になると思いますので、ぜひともこの補  
助についてはしっかりとさせていただく、また、大変、高額であるということから、その  
補助率についてもご検討いただきたいと要望させていただいて、この質問については終  
わらせていただきます。ありがとうございます。

続いて、二つ目の質問をさせていただきます。2番目の質問、町立小中学校の1クラ

スの人数を30人とされたいという質問を挙げさせていただきました。

これまでも30人学級の実現ということで、ずっと取り組んで、斑鳩町は一定の成果をあげておいででした。しかし、斑鳩町に限らず少子化の波は年々厳しくなっております。斑鳩町ではかつて独自に少人数学級の実施を続けていましたが、現行の人数に改正をし、そのことが子ども・保護者を落胆させました。斑鳩町は少人数学級を実施しているから、斑鳩町にご自分の子どもさん、町外に住んでいる子どもさんのところにいるお孫さんがこちらの学校に通えるようにと呼び戻して転入をしてきたと、そういった方も1人だけでなく何人もいらっしゃいました。

1番の質問です。令和6年度当初の各学校、各学年の人数については何人で行きましょうか。そして、現行のクラス分けのやり方と、提案してます1クラスに30人学級、このことで試算をすると、人数、学級数についてはどのように変わるでしょうか、ご回答をお願いします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） おはようございます。本町における令和6年度の小学校及び中学校の学級編制基準に関するご質問でございます。

初めに、本年3月1日現在におけます令和6年度当初の各校、各学年の見込み人数につきましてお答えをさせていただきます。

まず、斑鳩小学校では第1学年が97人、第2学年が116人、第3学年が98人、第4学年が94人、第5学年が109人、第6学年が107人、特別支援学級で30人、合計で651人となっております。

次に西小学校では、第1学年が52人、第2学年が76人、第3学年が41人、第4学年が62人、第5学年が72人、第6学年が71人、特別支援学級で19人、合計393人となっております。

斑鳩東小学校では、第1学年が72人、第2学年が75人、第3学年が72人、第4学年が71人、第5学年が84人、第6学年が73人、特別支援学級で26人、合計473人となっております。

次に斑鳩中学校でございます。第1学年が124人、第2学年が125人、第3学年が128人、特別支援学級で25人、合計で402人となっております。

斑鳩南中学校では、第1学年が119人、第2学年が127人、第3学年が117人、特別支援学級で12人、合計で375人となっております。

続きまして、1学級当たりの人数につきまして、小学校第1学年及び第2学年を30

人、小学校第3学年から第6学年及び中学校は全学年を35人としております。

本町独自の学級編制基準について、小学校及び中学校の全ての学年を30人とした場合との学級数の相違につきましてお答えをさせていただきます。

1学級当たりの人数を30人とした場合、斑鳩小学校で2学年、斑鳩西小学校で1学年、斑鳩中学校で3学年、斑鳩南中学校で1学年の合計7学年におきまして、1学級ずつ学級数が増えるということとなっております。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。学年によって人数的にはばらつきがありますけれども、30人学級で試算をすると7学級増えるということでございますね。

30人学級っていうと30人で1クラスということなので、中は30人を超えることがなくても少ない人数、20人であったりとかそういうものも発生するというのも存じておりますけれども、今の子どもたちはコロナ禍という大変な時期を乗り越えてまいりました。この子どもたちは様々な形でクラスでの学習とかが制限をされて、家庭での学習であったり半数ずつの登校であったりと、大変な学校生活というものを経験しております。

災害というのは、先ほどにもありましたようにいつ起こるか分かりません。しかし、地震や火事、水害といった災害と違って、このコロナというのは大変目に見えないもので、またそれぞれの体をむしばむし、神経も体もむしばむそういった大変な時期でございました。こういった子どもたちが、学校というものでしっかりと伸び伸びと楽しく学校生活を送り、学習についてもしっかりと力をつけていただきたい、こういったことから、ぜひとも少人数学級の実現を切望している、そういうことから今回も、今までにも何度も取り上げた同じ内容でございますけど、質問とさせていただいた次第でございます。

次の質問に移ります。町長の施政方針に「国基準に先行する独自の少人数教育の充実を図り、きめ細やかな指導を行うことができるよう、少人数学級編制とティームティーチングや少人数による指導を継続してまいります」とありましたが、このことについて、具体的な教師の配置や充実される内容等をお聞きいたします、お願いします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 先ほどご答弁をさせていただきました、これまでから当町におきましては、1学級当たりの人数につきまして、小学校第1学年、及び第2学年が30人、また小学校第3学年から第6学年及び中学校は全学年を35人とした本町独自の

少人数学級編制を実施をしてきたところでございます。

また、これらに加えて、本町独自の講師の加配基準といたしまして、少人数学級指導により、より手厚い教育また指導が行うことができますよう、1学級当たりの平均児童生徒数に係る加配といたしまして、小学校では第3学年から第6学年まで、中学校では全学年におきまして1学級当たりの平均児童生徒数が30人を超える学年が3年以上ありました場合には、2人の講師、また、2学年以下であった場合でも1人の講師を加配をしているところでございます。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。斑鳩町として、独自というか手だてをいろいろと工夫されているということはよく存じております。それはまた続けていただくことは大事なことであると思います。また、学校の先生、学校に対して補助の方を新年度から配置してくださるといっても、先生が教師がしっかりと子どもと向き合う時間を充実させる、こういったことに大変力強いこととして感じております。

国のほうでも少人数化の指針が示されていますけれども、これまでも斑鳩町は少人数を先行実施してきた実績がございます。斑鳩町への住民の期待は大変大きなものがございます。子育て世帯の希望の実現をいつも切に要望をしております。町のお考えは、これから先についてはいかがでしょうか、お返事いただきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 今後の町の教育に関する考え方というところでございます。

先ほど、申しあげました加配等々に対しましては、講師の確保あるいは講師加配による町財政の影響といった課題もございます。

しかしながら、町といたしましては現行の学級編制基準を継続をして、運用をすることによりまして、児童・生徒一人ひとりに対するきめ細やかな教育ができますよう、引き続き、努めてまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。斑鳩町もそうですけども、だんだんと生徒数が減少していくという中で、このひとつの学級の人数が35であるのか30であるのか、また、もっと少ないのであるのかということで、これからの人数が減っていく中でも、いろいろな形が出てくるとは思いますけれども、常に子どもさんそして保護者の方々のしっかりとした学力を身につけてほしい、そして学校生活をしっかりと送ってほしいという、そういった願いに対して、ぜひとも前向きに対応していただきますようお願いいたします。

願いたしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、11番、濱議員の一般質問は終わりました。

次に、10番、宮崎議員の一般質問をお受けします。

10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） 議長のお許しを得ましたので、通告書どおり一般質問させていただきます。

まず初めに、一般競争入札についてでございますけど、これ実際、この前、三井の浄水場で解体工事が出まして、その参加資格とかそういうのをどういうふうに決めているのか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 三井浄水場解体工事におけます入札参加資格についてのご質問でございます。

解体工事の経営事項審査の総合評価値につきましては、公営企業として斑鳩町上水道工事請負業者資格審査及び業者選定基準によりまして、契約審査会を開催いたしております。

この審査会におきまして、工事価格が5千万円以上であることから、町の斑鳩町事後審査型制限付一般競争入札実施基準に準じて進めることとし、総合評点値も町の基準を準用いたしているところでございます。

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） ありがとうございます。

次にですけど、この建設業の土木工事業でなく、解体工事業で発注した理由と解体において総合評価点が高いので対象業者が県内で数社しかいないことが分かってますねんけど、それは競争性が働いているのかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 発注に際しましての工事種別についてのご質問でございます。

発注に際しての工事種別の決定は、その工事費用のうち、一番費用が大きい工種をその工事の種別として決定いたしております。

三井浄水場解体工事では、解体工事にかかる費用の割合が高く、工事種別は解体工事としているところでございます。

次に、解体工事業者の対象業者の競争性についての質問でございます。今回の入札参加要件を満たす業者数では、奈良県内に本店を置いている業者3社、支店または営業所を有している業者11社で、入札参加要件を満たしている業者は14社となっており、本案件に応札された業者は1社でありましたが、応札金額は最低制限価格と同額であり、競争性は働いたものと考えております。

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） ありがとうございます。1社ですけど、最低価格で落札されたということで。今、一般競争入札、土木のほうはほとんど最低で落札されておりますけど、私の要望としましては、できたら地元が参加できるような一般競争入札で。それを言いますと、地元でできたら、地元が取ったら斑鳩町に税金が入るということで、その辺またお考えいただいたらなと思いますけど。

それでは、2番目の公共工事の工期についてということですよ。もうこれはもういっぺんに全部お答えしていただいたらいいと思います。工事の工期の決め方、工事を妨げることが起きれば、どのように対応するのか。また、請負業者の負担をどのように対応するのか、お聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） まず、工事の工期の決め方についてのご質問について、一般的には国土交通省が示されております、直轄土木工事における適正な工期設定指針にある、適切な工期設定をもとに算定しております。

具体的な算定の項目といたしまして、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間がございます。

まず、準備期間ですが、主たる工種区分ごとに最低限必要な日数が定めてあり、工事規模や地域の状況等に応じて算出いたしております。

次に、施工に必要な実日数ですが、毎年度、設定される作業日当たり標準作業量に示される歩掛の作業日当たり標準作業量から必要な日数を算出いたしております。

次に、不稼働日ですが、施工に必要な実日数に不稼働係数を乗じた、休日と天候等による作業不能日、そして工事の性格と地域の実情を考慮した、その他の作業不能日をもって算出いたしております。

最後に、後片付け期間ですが、20日を最低必要な日数とし、工事規模や地域の実情等に応じて算出いたしております。

次に、工事施工中に予測不能な事態が発生した場合の対応についてのご質問ですが、

斑鳩町の工事請負契約書におきまして、受注者の請求による工期の延長では、天候の不良など受注者の責めに帰すことができない事由により、工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる旨、定められております。

また、工事の中止では、天災等であって受注者の責めに帰すことができないものにより、工事目的物などの損害を生じ、もしくは工事現場の状況が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部または一部の施工を一時中止させなければならない旨、定めております。

ご質問にあるような事態の発生には様々な原因が想定されますことから、その原因をもって、同契約書において本対応に該当する各規定に基づき、発注者と受注者の協議により対応を決定するものと考えております。

続きまして、工事施工中に予測不能な事態が発生した場合に、請負業者が被る負担などの対応についてのご質問ですが、先ほど、説明いたしました斑鳩町の工事請負契約書、受注者の請求による工期の延長において、発注者は発注者の責めに帰すべき事由による場合において、請負代金額について必要と認められる変更を行い、または受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない旨、定められております。

工事の中止では、発注者は、工事の施工を一時中止させた場合においては、必要があると認められるときは、工期もしくは請負代金額を変更し、または受注者が工事の続行に備え、工事現場を維持し、もしくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用、その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、もしくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない旨、定められております。

工事施工中に予測不能な事態が発生した場合の工期変更などの対応についてのご質問でも答弁いたしておりますが、ご質問にあるような事態の発生には様々な原因が想定されますことから、その原因をもって前述の条文のほか、同契約書において、本件対応に該当する各規定に基づき、発注者と受注者の協議により対応を決定するものと考えております。

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） ちゃんと契約書に書いているということで。私がちょっと引っかけたのは、斑鳩町としたら、斑鳩町は法隆寺さんがありまして、文化財とかいろいろありますので、もし発掘するということというのは文化財のほうで分かっていますので、まず発掘してから工事に出すべきじゃないかなと、スムーズに工事が行って費用負担をしな

くていいのかなと思いましたが、この質問をさせていただきました。

これからももし発注される時は、発掘の必要な場所があれば、工事は順番に発掘のほうから行けばスムーズにいくし、費用負担もしなくていいんじゃないかなと思ったのでこの質問しましたので、その辺、また今後、工事に出すときに考えていただいたらなと思います。以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、10番、宮崎議員の一般質問は終わりました。

10時00分まで休憩します。

（ 午前 9時43分 休憩 ）

（ 午前10時00分 再開 ）

○議長（中川靖広君） 再開します。

次に、13番、奥村議員の一般質問をお受けします。

13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 議長のお許しをいただき、私の一般質問をさせていただきます。

最初の質問は、災害時のドローン活用についてでございます。今年の1月1日、最大震度7を記録した、石川県地方を中心とした令和6年能登半島地震においては、各地で大きな被害に見舞われました。この地震により亡くなられた方々に心より哀悼の意を表するとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申しあげます。

現在も被災地では復旧作業が続けられております。今、被災地では、ドローンの活用が広がっているということです。

石川県輪島市では、倒壊した家屋の柱などの隙間を縫うように飛行することで、内部の状況を確認、ドローンで撮影した映像が罹災証明書発行の証明になるのではないかとという意見も現場であったとのこと。

通常は災害調査士が実物を確認しますが、ドローンを使うことによって、危険な建物の中に入る必要がなく調査の効率も向上いたします。

また、輪島市では、孤立した避難所にドローンを活用して医薬品を配送、実際の災害時にドローンを活用して物資を届ける試みとしては国内で初めての事例となりました。

私は、令和3年6月議会の一般質問におきまして、災害時のドローン活用について質問をさせていただきました。

そのときのご答弁では、「奈良県広域消防組合の活用状況を見る中で、ほかの自治体の活用事例などの動向にも注視し、研究を進めてまいりたい」とのことでしたが、このご答弁以降、どのように研究を進めていただいたか、また、災害時のドローン

活用への認識についてお伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 災害時のドローンの活用に関するご質問でございます。

ドローンの活用につきましては、現在、奈良県広域消防組合が被災範囲の状況の把握、赤外線センサーを用いて熱画像を確認しながら鎮火報を報告するための手段などとして、ドローンが活用されております。

斑鳩町でも、昨年12月15日の興留2丁目地内で発生した一般建物火災において活用されたところでございます。

また、前回の一般質問以降、消防庁が全国の消防団にドローンを導入する方針が示され、本年度から、操縦方法等の講習会開催のための補助事業が実施されております。本町消防団もこの講習に参加意向でしたが、残念ながら奈良県での開催は不採択となったため、本年度は受講することができませんでした。

奈良県では、令和6年6月に、消防庁主催の操作講習会が開催予定されていることから、本講習会に参加し、ドローン操作員の育成を図ってまいりたいと考えております。

また、国におきましては、この操作員講習に加えて、ドローン機材の調達も補助対象とされていることから、操作員の育成・訓練、機材の選定や調達などを計画的に進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございました。実際に火災現場において、斑鳩町でもドローンが活用されたこと、また、本年6月には、消防庁主催のドローン講習会が開催される予定で、ドローン操作員の育成を図っていただけること。また、ドローン機材の調達も国の補助対象となり、操縦者の育成・訓練・機材の選定や調達など、計画的に進めていただけることを聞かせていただきました。住民の皆様の安全安心につながるドローンの活用に関し、着々と進めていただき感謝をいたします。

また、ドローン操作員の育成に関しましても、町内横断的に育成を実施していただければと要望させていただきます。よろしく願いをいたします。

次の質問に移らせていただきます。2番目の質問は、児童・生徒が安心して健康診断を受けることができる環境整備についてです。

令和6年1月22日、文部科学省から各都道府県の教育委員会に対し、児童・生徒等のプライバシーや、心情に配慮した健康診断実施のための環境整備についての通知がありました。その内容として、学校においては、児童・生徒が学校生活を送るに当たり、

支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングし健康状態を把握するため、毎学年、学校保健安全法第13条に基づき健康診断を実施をしている。

近年、健康診断時の児童・生徒等のプライバシーの保護等への懸念が指摘される一方、着衣では正確な検査、診察が困難になる懸念も示されていることから、全国の学校で一定の対応が可能となるよう、児童・生徒等のプライバシーや、心情に配慮した健康診断実施のための環境整備の考え方について示すとされております。

その考え方のポイントとして、ひとつには、正確な検査、診察を実施するとともに、児童・生徒のプライバシーや心情に配慮することが重要であること。

二つには、原則着衣、体操服や下着等の着衣、タオル等により、体を覆うで行うこととし、正確な検査、診察のため、視触診を行う必要がある検査項目と検査方法について、学校が児童・生徒と保護者に説明できるよう周知すること。

三つとして、学校や学校医などの関係者間での共通認識が十分に図られるよう、都道府県等と地域の医師会との連携を促進することとなっております。

また、教育委員会を通じて各学校に周知される内容として、児童・生徒等のプライバシーや、心情に配慮した対応の具体的な取り組みとして、1. 男女別に検査診察を行う。2. 児童・生徒等の体が見えないよう個別の検査、診察スペースを用意。3. 女子児童・生徒等の診察に立ち会う教職員は女性とする。4. 検査、診察の会場内の待機人数を最小限にした上で、他の児童・生徒等の結果が知られないよう注意すること。5. 着替える場所の用意、待機時には、体操服やタオル等で体を隠せるよう工夫するなどあります。

そして、日本医師会を通じて都道府県に周知される内容として、特に留意が必要な検査項目と検査方法については、正確な検査・診察のため、必要に応じて、体操服、下着やタオル等をめくったり、体操服、下着やタオルの下から聴診器を入れたりする場合がありますとして、その内容として、ひとつには脊柱の疾病及び異常の有無、二つには、胸部の疾病及び異常の有無、3. 皮膚疾患の有無、4. 心臓の疾患・疾病及び異常の有無となっております。

そこでお伺いをいたします。現在、斑鳩町立小・中学校では、児童・生徒に対しましてどのような形で健康診断が行われているのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 本町の小学校及び中学校におけます健康診断に関する現在の実施状況に関するご質問でございます。

小・中学校におきましては、学校保健安全法等の関係法令に基づき、毎年4月から6月までの間に、主に学校の保健室を利用して、身体測定、内科検診、視力検査、耳鼻科検診、歯科検診、心電図検診、尿検査等の各種健康診断を行っております。

また、検査の結果、疾病または異常の疑いが認められた場合には、医療機関への受診を勧めており、これまでから児童・生徒の健康の保持増進を図っているところでございます。

そうした中、近年、健康診断時の児童・生徒等のプライバシーの保護への懸念が指摘される一方で、着衣のままでは正確な検査、診察が困難になるという懸念も示されており、質問者がおっしゃいましたように、本年1月22日付で文部科学省から、児童・生徒等のプライバシーや、心情に配慮した健康診断実施のための環境整備に関する通知がなされたところでございます。

本町の各小・中学校におきましては、男女別の検査の実施や検査時に他の児童・生徒から体が見えないよう、カーテンやパーテーションで個別の検査スペースを設ける、着替え場所や待機場所等にも数か所に仕切りを設けるといった対応のほか、検査の立会いや待機している児童・生徒の整理対応等に当たる職員は児童・生徒と同姓とするなど、児童・生徒のプライバシーや、心情に配慮をしながら健康診断を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございます。斑鳩町の小・中学校では、児童・生徒のプライバシーや心情に配慮し、適正に健康診断に取り組んでいただいているということでございます。

次に、現在の健康診断の在り方についての認識と今後の方向性についてお伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 健康診断の在り方についての町の認識と、今後の方向性についてのご質問でございます。

健康診断に当たりましては、児童・生徒等のプライバシーや、心情に十分に配慮して実施することが大切であると、そのように考えております。

また併せて、適切で正確な検査や診察は、児童・生徒等の健康のためには重要であり、疾患を発見できず、治療の機会を逸することがあってはならないものと併せて考えているところでございます。

今回、文部科学省から、児童・生徒等のプライバシーや、心情に配慮した健康診断実施のための環境整備に関する通知を受けまして、町医師会や学校医とも協議をいたしながら、正確な検査・診察のため、必要に応じて医師が服をめくって視診、触診を行う場合があること等につきまして、事前に保健だより等を通じて児童・生徒、また保護者に周知を行うなど、その必要性について理解促進を図ってまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございます。

日本医師会の渡辺常任理事は日本医師会の定期記者会見の中で、「学校健康診断は確定診断を行うものではなく、学校生活を送るに当たって支障があるかどうかのスクリーニングをするものであるとするとともに、服装によって、その範囲や精度に影響がある。ひとつには、脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無、2. 皮膚疾患の有無、3. 心臓の疾病及び異常の有無の項目について、体操服、下着等、着脱しやすい衣類を身に着けて準備をしてもらい、実際に学校医が体を見る場合には、診断に必要な場所を示してもらいなど、具体的なやり方について、あらかじめ児童・生徒が分かっていたら心配が軽減されるとともに、学校医も健康診断をやりやすくなり、その精度も確保される」と、このように述べております。

どうか、児童・生徒及び保護者の皆さんへ分かりやすく、また丁寧に説明をいただきまして、ご理解いただけますように、ご尽力のほどよろしくお願いしたいと思います。また、特に配慮が必要な児童・生徒についての個別の対応や工夫についてもよろしくお願いしたいと思います。

これからも、児童・生徒が安心して健康診断を受けることができる環境整備をお願いをいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。

大変にありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員の一般質問は終わりました。

次に、12番、木澤議員の一般質問をお受けします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、人工肛門、ストーマ保有者への支援と環境整備についてです。

人工肛門とは、直腸がんや大腸の閉塞などにより排せつが困難になった場合に、腸を

切除して、体外に作られた排せつ口のことを言います。

腸の内側を折り返して作られるため、表面は粘液で湿っており、形は人それぞれ円形や楕円形であったり、排せつ口がひとつだったり二つだったりすることです。

痛みを伝える神経がないため、痛みを感じることはありませんが、粘膜には血管が密集しているため、刺激が加わると出血しやすく、傷つかないようにケアをする必要があります。通常、肛門には括約筋という筋肉があるため、自分の意思で便を我慢したり出したりすることができますが、人工肛門では、排せつのタイミングをコントロールすることができません。そのため、袋状の装具をおなかに取り付け、便を受け止める必要があります。袋に便が溜まったら自分でトイレに捨てなければなりません。そのため、人工肛門のある方が、利用しやすいオストメイト対応トイレの整備が進められています。

人工肛門を保有されている方は、全国で18万人から20万人いると言われており、近年、人口の高齢化に伴い人工肛門を造設する手術を受ける患者も高齢化をされています。高齢者は視力や手先の器用さの低下や、認知症など様々な問題があり、自分で管理するのは難しい場合もあり、そのため人工肛門について、本人だけでなくその家族や周りの人々も正しい知識を身につける必要があるとのことでした。

私は、先日たまたまですが、町内の人工肛門保有者の方からお話を聞く機会があり、日常生活の中でのお困り事などもお聞かせいただいたので、現在の状況の確認も含め、今回、質問に挙げさせていただきました。

それではまず1点目ですが、人工肛門、ストーマ保有者数の動向について、お尋ねをいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 人工肛門、ストーマ保有者数の動向についてのご質問でございます。

斑鳩町における膀胱機能障害、又は直腸機能障害の身体障害者手帳の保持者数につきまして、令和元年度では59名、令和2年度で56名、令和3年度では58名、令和4年度で59名、令和5年度では59名となっております。以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、過去5年間の人数、手帳所有者の人数について報告いただきました。

町内ではおよそ横ばいということで、増加している傾向ではないということですが、これだけの方がいらっしゃるということで認識をしておきたいと思っております。

それでは、次に2点目ですが、支援制度についてお尋ねをしたいと思います。先ほど、紹介した当事者の方から、実際にストーマをつけて、日常生活を送る上で必要になるものとして、ひとつとして補強テープ、二つとして剥がすための、ストーマを剥がすためのスプレー、三つとして消臭剤などを定期的に購入せねばいけないので、その費用負担がばかにならないということでした。

斑鳩町では現在、障害をお持ちの方に対して、日常生活用具の支援として、そうした関連する物品の購入費の助成を行っているかと思えます。

私が話をお聞きした方もその制度を利用されており、ありがたいというふうにおっしゃっていましたが、先ほど紹介したものの中でも、助成の対象になるものとならないものがあり、その方のケースだと、毎月5千円ぐらいの持ち出しになってしまうとのことでした。また、斑鳩町では助成対象にならないものでも、他の自治体では助成の対象にしているところもあるとのこと、その方からは、ぜひ斑鳩町でも助成対象を拡大してほしいとのことでした。

そこでお尋ねしますが、斑鳩町が現在、行っている支援制度と今後の制度拡充の考え方についてお尋ねをいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 人工肛門保有者への支援制度についてのご質問でございます。

斑鳩町におきましては、障害者総合支援法に規定されている地域生活支援事業に基づき、ストーマ造設術を行った直腸機能障害、又は膀胱機能障害がある身体障害者、障害児に対しまして、消化器系は1か月当たり8,600円、尿路系は1万1,300円に基準額を設定し、基準額の範囲におきまして、世帯の所得に応じて費用の9割から全額を助成をしているところでございます。

今後の制度拡充につきまして、障害者の日常生活に関わる費用負担につきましては、オストメイトの方に限らず障害をお持ちの方に対しまして、公平に負担軽減に努めていくべきものであると考えておりまして、今後も障害者の方々の声に注意をしていくとともに、近隣市町村の動向等を踏まえて適切に対応していきたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 私も今回初めてこうして当事者の方からお話を聞き、質問としても初めて取り上げさせていただきましたので、今後、今、部長おっしゃっていただい

たように、直接、そういった方のお話も聞きながら、どのような対応ができるのか研究をしていていただきたいと思いますので、その点については要望しておきます。

そしたら次、3点目になりますが、3点目はオストメイト対応のトイレの整備についてということです。昨日も同僚議員が質問していましたが、斑鳩町では、バリアフリーを進めるということで、計画に基づいてオストメイト対応トイレの整備も進めるということで、昨日の話だと、短期計画では令和5年度、今年度を期限としてバリアフリーを進めてこられたということです。

オストメイト対応トイレの整備については、その計画の中でどのように位置づけられて、現在、整備についてはどうなっているのか、その点についてお尋ねしたいと思いません。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） オストメイト対応トイレの整備に関するご質問でございます。

斑鳩町では、斑鳩町障害者福祉計画において、公共施設の障害者向け配慮の推進として、障害のある人が公共施設を安全・快適に利用できるよう、車椅子の利用者が利用できるトイレやオストメイト対応トイレなどの設置について、高齢者・障害者等移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例及び、斑鳩町バリアフリー基本構想に基づき、その取り組みを進めているところでございます。

その整備状況についてでございますが、オストメイトのための設備の設置に当たり、本町では重点的に優先して設置する施設として、役場庁舎や公民館など6施設について、斑鳩町バリアフリー構想基本構想の特定事業計画における建築物特定事業として位置づけ、これまでに、これら全ての施設でオストメイト対応のための設備を設置しております。また、バリアフリー新法の基準に合致する既存の一部施設でも設置しているところでございます。

今後におきましては、すでに設置している施設では、設置されていることの表示方法や具体的な器具の使用方法など、設備を必要とする人が安心して利用していただけるよう、丁寧な案内に努めるとともに、既存施設であり法律の設置基準にはなっていませんが、バリアフリー新法の基準に合致する学校施設について、児童・生徒、教職員の状況に応じて設置を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 町の計画に基づいた施設については、もう整備はされてますよ

ということですね。

ただ、部長は今、より使いやすいような周知をということでおっしゃっていただきましたけど、私が先ほどお話ししたその当事者の方から、最初にお話をお聞きしたときに、その方は中央公民館で活動されているそうなんですけども、中央公民館にはオストメイト対応トイレがないのでつけてほしいという話を最初、持ってきはったんです。

その方は、「いかるがホールにはついてるけど、中央公民館にはないねん」ということでおっしゃったので、私も町に確認すると、「ついてます」と、「1階と2階のトイレについてます」というので、現場を見に行きました。

そうすると、入ったら、多目的トイレのスペースはあるんですけど、オストメイト対応トイレというのはこのボックスを設置して使うタイプが多いと思いますので、入ったときにそれがあのかと思っていたらなかったんですね。

町は、整備してると言ってるけどないじゃないかと思って、事務室に聞きに行ったんです。そうしたら、そういうボックスを設置するタイプではなくて、便座の上のところに蛇口があって、それを下ろして使うタイプだということで、私も初めて知ったんですけど、当事者の方も、トイレを開けたときにそれが認識できなくて、ないということで、気づかなかったというか、知らなかったので使えないという状況がありましたので、その点については、部長がおっしゃっていただいたように、やはりここにオストメイト対応トイレがあります、こういうふうになってますよということと、使い方についても、できれば丁寧に、写真か何かをつけて、すぐ分かるような形でしていただきたいなというふうに思います。

それ以外の施設についても、必要に応じて整備するというふうにおっしゃっていただきました。今回、私がお聞きしたのは特に中央公民館でということでありましたので、それについては整備をされているということで、その方にお伝えしたんです。

ただ、「そういうタイプは使ったことがない」というふうにおっしゃっていただいたのと、ちょっと写真で見た限りは、位置が低いところに蛇口がありましたので、「1回使ってみるわ」ということでおっしゃっていただいたので、また使われた感想なんかもお聞きして、またその声も町のほうにお届けしたいというふうに思いますので、その点について今後、周知方、対応よろしく願いしておきたいと思います。

そうしましたら、次の質問に移らせていただきます。

では、2点目です。2点目については、デマンドタクシーの導入について挙げさせていただきます。すでにご存知の方が多くと思いますが、デマンドタクシーとは、

簡単に言いますとタクシーを利用したい人が、あらかじめ希望の時間、乗車場所を伝えて利用するシステムのことを言います。

よく見られるケースでは、市町村など自治体が補助金を出してタクシー会社と契約し、一定の車両台数や運転手を確保して運行がなされています。

また、通常のタクシーとの違いは、乗車場所が決められていることと、料金が一定額で定められていたり、距離も一定範囲内に限られていることなどです。

利用の際には電話予約をしてから乗るシステムが多く、車の運転ができない人や高齢者で運転免許を返納した人などから重宝をされています。また、複数での乗り合いとしても利用でき、通常のタクシーを利用する場合と比べて効率的な運行が可能なのが特徴です。

こうしたことから、全国の自治体で細かな違いはありますが、このシステムを採用しているところが多く、近隣では、お隣の三郷町、そして平群町では介護保険制度の中でこのシステムが活用されています。

このようなデマンドタクシーの導入について、前回の12月議会でも同僚議員から質問がされていましたが、町の答弁では、現在の高齢者外出支援タクシー助成事業を実施する前に、デマンドタクシーの導入についても検討したことなどが触れられていました。

現在は当時の状況と変わってきているので、改めて現状を分析する必要があると感じたのと、また、私もこれまで高齢者の外出支援策の充実として、町に交通手段の充実の検討を求めてきましたが、現在のタクシーそのものの運行台数が減ってきている状況に困っているのは高齢者だけではないので、幅広い年代層での問題として総合的な課題として捉え、今後、充実を図っていく必要があるのではないかというふうに考えましたので今回、改めて質問に挙げさせていただきました。

それではまず1点目として、この間の制度検討の経緯と結果についてお尋ねをいたします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） デマンドタクシーの検討状況に関するご質問でございます。

本町のデマンドタクシーの検討の経緯といたしましては、平成26年度にコミュニティバスの代替手段としての観点から検討を行っております。

検討内容といたしましては、デマンドタクシーのみを運行する案、コミュニティバスとデマンドタクシーを併用する案、コミュニティバスのみを運行する案の3案の検討を

行いました。

その結果といたしまして、総輸送人数が少なくなるなど、利便性の低下が懸念されることから、地域公共交通の手段としてはコミュニティバスの運行を継続することが妥当であるという判断に至っております。

その後、令和元年度のコミュニティバスの再編の際にも、デマンドタクシーの導入を検討いたしており、県内の先進地の事例において、民間のタクシー事業の圧迫や、一部の利用者に予約が偏るなどの課題が見られたことから、当町では導入を見送っております。

なお、高齢者の外出ニーズに対応するための施策といたしまして、この再編に合わせて70歳以上を対象に、外出支援タクシー助成券の配布を開始いたしております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、部長のほうから、コミュニティバスが走っている現状と、高齢者の外出支援タクシー券との制度、比較をする中で今の制度に落ち着いたということですが、私も質問の意図としては、例えば、コミュニティバスをやめてデマンドタクシーにするべきだとか、高齢者外出タクシー券をやめてしまってデマンドタクシーにするべきだとか、そういうことを言っているのではなくて、それらを活用して総合的に今後、充実をしていくという立場で、今どれにせよというふうに決めてしまうのではなくて、そういう立場で提案させていただいてますので、そこはちょっとご理解いただきたいと思うんですが、そうした中で冒頭でも申しあげましたように、タクシー自体がもう今、運行台数が減ってきていて、非常に困っているという声を町民の皆さんからお聞きします。それでこうしたタクシー減少による影響について、町はどのように考えているのか、この点についてもお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） タクシー減少による影響についてのご質問でございます。

タクシーの減少につきまして高齢者の優待券と対象者の声につきましては、9月議会におけます一般質問においてもお答えをさせていただいたように、タクシーの予約が取れないという声を、数件お聞きしているところでございます。

高齢者優待券の交付事業におきまして、契約を締結しております主要なタクシー会社にそのことを問い合わせたところ、全国的な状況と同じく奈良県下でも乗務員が減っている現状がございまして、現実にタクシーの配車依頼の連絡をもらっても直ちに対応できないことがあるとの回答を、複数の事業所から得ているところでございます。

これらの状況から、高齢者の外出に影響が出てきているのではと慮をしているところでございます。

一方、妊産婦や子育て世帯につきましては、保健センターや子育て支援課の窓口等におきまして、タクシーが利用できなくて困っているという具体的な声は聞いておらず、日常の移動手段としてタクシーの減少による影響は少ないのではないかと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 実際にタクシーが減っているというのは、高齢者の方からお声として聞いているが、それ以外の妊産婦さんとかからは直接的な声はないということですが、町の制度として、マタニティタクシー制度についてもこの間、利用が少ないのは、タクシーがないということも含めて、そうした現状なのかなというふうに私が思うのと、あとですね、以前、前回でしたかね。町内の小児科がなくなってしまったということで、なかなかやはり車のない方が、町外の小児科に子どもさんを連れて受診するというのが、大変な状況があるんじゃないかということで、町に対しても何らかの支援が必要じゃないかということをお願いしてきたんですが、こうした方々、高齢者だけじゃなくて若い世代も含めて、タクシーの需要というのは見込まれるというふうに思いますので、そうしたことから、これまで検討してきた状況と今、変わってきてますので、そのことも踏まえた上で、改めてこのデマンドタクシーの導入についても、検討していくべきじゃないかなというふうに考えました。

すぐにこれ結論を出すというものではなくて、以前から質問させていただいてますように、きちっと町民の皆さんの声も聞いて、計画的に交通手段の充実ということを進めてほしいというふうにお願いをしてきましたので、そういう形で今後、デマンドタクシーも選択肢に入れてきちっと検討していただきたいというふうに思うんですが、3点目の質問としてその点についてお尋ねをいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） デマンドタクシーについて幅広い世代を対象にした導入の検討についてのご質問でございます。

初めに、妊産婦や子育て世帯につきましては、子育て世帯を取り巻く現状を見る中で、日常の移動に対する新たな支援が必要な状況にあるとは考えてはおりませんが、現在、実施をしておりますマタニティ・子育てタクシー利用料金助成制度につきまして、助成対象の拡大を望む声があることや、子育て家庭の孤立化の防止強化を目的に、令和6年

度から現在1歳未満のお子さんの保護者を対象としているものを、3歳未満のお子さんの保護者へと拡大をするとともに、助成金額につきましても上限6,900円から1万4千円と拡大し、制度の充実を図る予定としております。

子育て世帯を取り巻く環境やニーズは、社会環境の変化とともに多様化しておりますので、今後も子育て世代のニーズに即した支援策を提供できるよう、窓口や個別訪問時等、様々な機会を通して子育て世帯のニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

また、高齢者の関係でございますが、現在、実施をしております外出支援タクシー助成事業につきまして、制度開始以降、年々、利用率も高くなり、今年度におきましては総利用枚数も年間約1万6千件になる見込みであり、制度は定着してきているものと考えております。

ただ、現在のタクシー業界の現状を踏まえ、今後の高齢者の外出支援策につきましては、以前の議会においてもお答えをさせていただいておりますように、令和6年度に予定しております高齢者実態把握調査等において調査を実施し、先進地の事例も踏まえながら検討していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 分かりました。これも含めて検討するということの答弁だったというふうに理解をしますので、それ以上はもう、今回は置いておきたいというふうに思いますので、また検討した結果について、町が方向性がまとまったなら、議会に対して報告いただきたいと思いますのでお願いをいたします。それではこの質問については以上で終わります。

次に、3点目に移らせていただきます。3点目は、2023年の人事院勧告を会計年度任用職員へ適用することについて挙げさせていただいております。2023年の人事院勧告では、民間給与との格差を解消するため、初任給の高卒や大卒などの棒給表の引き上げが行われるとともに、ボーナスが0.1月分引き上げられ、全体としては過去5年の平均と比べておよそ10倍のベースアップという大きな引き上げ改定となりました。

そして、国はこの改定を正規職員だけではなく非正規職員である会計年度任用職員にも適用するよう、全国の自治体に対して通知を出しています。

斑鳩町では、前回の12月の町議会でこの人事院勧告を踏まえた正規職員への給与改定が行われましたが、会計年度任用職員への適用については行われませんでした。12

月議会でも、私は条例改正の審査の中で、会計年度任用職員への人勧の適用を求めましたが、再度、改めて町に適用実施を求めたいと考え、今回は一般質問で取り上げさせていただきます。

それでは、順にお尋ねしていきたいと思いますが、まず1点目として、奈良県下の自治体で2023年の人事院勧告を、会計年度任用職員へ適用した状況があるのかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 奈良県内市町村等における、令和5年度人事院勧告に準じた会計年度任用職員の給料改定の状況についてのご質問です。

奈良県市町村振興課の調べによりますと、会計年度任用職員の給与及び報酬の改定について、令和5年4月に遡及して適用した団体は奈良県そして1市4町10村の合計16団体となっています。令和6年1月から適用した団体は2市で、令和6年4月から適用を予定している団体は4市、本町を含めて9町2村の合計15団体となっています。

また、その他の改定を行った団体は1町で、給与改定を実施しない団体は5市1町の合計6団体となっています。以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 分かりました。結構、思っていたよりもやっちはるなというのが私の印象です。

では次に、今回、斑鳩町では現時点では適用されていませんが、今回の人事院勧告を会計年度任用職員へ適用した場合の差額についてお尋ねをいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 町予算等への影響額としてお答えさせていただきますと、町予算への影響額としては、現在、雇用している会計年度任用職員の代表的な勤務時間の区分ごとのモデル給与を基に試算いたしますと、概算で約3,100万円が増加するところでございます。また、会計年度任用職員の年間収入への影響額といたしましては、フルタイム会計年度任用職員では保育士をモデルとして1人当たり14万3千円の増、また、パートタイム会計年度任用職員では1日7時間、週5日勤務の事務補助員をモデルとして、1人当たり16万7千円の増となります。以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今確認しますと、かなり大きな金額が影響するんだなというふうに思いました。総額で概算で3,100万円というふうにおっしゃいましたが、この

財源については国のほうが負担するというふうには言ってるんですね。交付税措置なので枠は決まっていますが、きちっとやはり。国が負担すると言ってるんで、これ実施するのに改めて町が費用負担するという点については、心配要らないのかなというふうに思います。

先ほど、部長おっしゃった実施されている市町村、自治体で私もちょっと聞き取り調査をさせてもらったんですけども、上牧町が実施されたということで、直接、担当課のほうに電話で確認させてもらおうと、上牧町では「2年前から契約書自体に人事院勧告を適用するという文言を入れてます」ということなので、「今回、遡及して対応しました」というお返事でした。

もう一件、これは4月ではなく1月から実施された奈良市のほうに、これも担当課のほうに電話で聞いたんですが、こちらについては契約書については、いらってませんと。12月の市議会で、条例改正の修正案が出されて、それに対応する形で会計年度任用職員の給与を改定して、職員さんには「改定しました」という通知を出しましたということだったんです。ですので、やろうと思ったらやれるんやなというのが、私の正直な感想です。

12月の町議会で町に対して聞かせてもらったときには、ひとつには人勧については、上がる時もあれば下がる時もあるというのと、あと年間で契約してるので、その契約の途中で金額が変わるのは問題があるというふうにおっしゃっていましたが、でも実際に、他の市町村では、それもあつたけど、文言を変更せずにやっているということなので、やったらできるんやということだというふうに思うんです。

それを踏まえた上で、結局、私は町長の決断次第かなというふうに思いますので、町長にお尋ねしたいんですが、3点目ですね、2023年の人勧を会計年度任用職員さんにも適用すべきだというふうに考えますが、町長のお答えをお聞かせいただけますか。

○議長（中川靖広君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） 会計年度任用職員さんの方針について、遡及して対応するべきというご意見でございます。これにつきましては、やはり先ほど議員も申されましたように増額だけじゃなしに減額ということがございます。それらについてもやはりいろいろ精査していかなければなりません。それについて慎重にその辺の検討をしながら進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 確かに下がるときもあると思うんです。ただ、今回、国のほうがなんで会計年度任用職員さんにも、今回の人勧を適用すべきだって言うてるかという、やはり大幅引き上げがあったからなんですよ。これまで会計年度任用職員さんは正規の職員さんと同じように最前線で働いているにも関わらず、やはり賃金面では冷遇をされてきているという、その処遇改善ということを目的として、今回の人勧を適用してくださいと、国も言ってきてると思いますので、私はいいところ取りすればいいかなというふうに思うんです。

今後、下がった場合に適用するかどうかということについては、今後、考えればいいと思うんです、ずるい言い方ですけど。今回については、そこはいらわずに、国が費用負担をすと言ってるので、きちっと今回の引き上げ部分について、まず今年度、さかのぼって適用するというやり方もありだと思っんですけども、副町長これは、やり方としては特に問題ないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 加藤副町長。

○副町長（加藤恵三君） 先ほど、今回の国の通知の関係等をご説明されて、交付税措置をされてますよということを述べられてるんですけども、実態といたしましては、先ほど申しあげました今年度の斑鳩町の場合でしたら、概算の影響額は3,100万円となっております。

正直申しあげて、交付税のほうはそれだけのものが当然、明細としては細かいところは分かりませんが、完全に措置されてるとするのはございませぬので、ある程度というかほとんどが一般財源から負担するということになります。そこはまず、説明のほうさせていただきたいというふうに思います。

それと今、町長が申しあげましたとおり、改定については、今はプラス改定ということでございませぬけれども、当然マイナスの改定もございませぬので、制度の改正をするに当たっては両方当然、適用するという前提で制度を設計してまいりますので、町長が申しあげましたとおり、そこは慎重にこういった形で対象をどうするのかとかいうのは、ちょっと慎重に検討する必要があると考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 前回に引き続いて、今回も慎重に検討すると。今回はやらないよという回答だったので非常に残念です。これ以上、平行議論してもしょうがないので、この質問については、この辺で区切っておこうと思うんですが。

やはり職員の皆さんの士気にも関わってくる問題やというふうに思うんです。4月以

降、斑鳩町では条例改正、今回、提案されてますので、適用して引き上げていくということですが、私はぜひですね、町長に決断して欲しかったなというふうに思っています。

ただ、これ以上、続けてもしょうがないので、この問題については以上で終わっておきたいというふうに思いますが、やはり同一労働、同一賃金と、全く同一ではないですけども、やはり同じ職場で同じように働いている方が身分によってというんですかね、賃金に格差があるという点については、きちっと解消していくべきだというふうに思いますんで、これまで斑鳩町は、会計年度任用職員さんの処遇についても、よそよりも改善してきているというふうに僕は認識をしています。ですので、今後、さらにそれについても改善を進めていっていただきたいということを、申しあげて終わっておきたいというふうに思います。

そうしましたら次、4点目の質問に移ります。4点目は、能登半島地震被害の教訓についてということですが、ご存知のように、先ほども奥村議員から質問がありましたが、今年の元旦ですね、午後4時頃に石川県の能登半島で最大震度7の揺れを観測する地震が起きました。大きな被害が出ています。この震災でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された全ての皆様に私のほうからもお見舞いを申しあげたいと思います。

私は元旦当日、家で家族とともに過ごしていたんですが、突然、妻と私の携帯電話の緊急地震速報が入りまして、何事かと思っていると、こちらでも体感できるほどの揺れを感じて、急いでテレビをつけました。

発生直後は、とにかく強い口調で、津波が来るから逃げてくださいと、テレビから聞こえてくる声が非常に印象に残っています。後に、地震によって建物が倒壊したり津波が押し寄せてくる映像を見て、改めて地震の恐ろしさを痛感しましたが、今回の地震で印象的だったのは、海岸線が250メートル移動し、広い範囲で3メートル超も地盤が隆起したということと、あともう一点、この質問のことなんですけど、水道の復旧に3か月もかかる地域があったということです。

そして、その水道の復旧に3か月かかるという地域の報道を見て、斑鳩町でも同じようなことが起こりかねないなということから、今回の能登半島地震の教訓として検証し、対策を検討する必要があると考えましたので、今回、質問に挙げさせていただきました。

ではまず1点目ですが、石川県の七尾市というところですね。ここでは水道が自己水のエリアと県水のエリアとに分かれているのですが、このエリアによって、断水した水道が復旧するまでの期間に大きな開きが出ています。まだ詳細については分からないこ

とが多いのですが、自己水のエリアでは比較的早く復旧したのに対して、県水のエリアでは、当時の報道では「3月から4月まで水道が復旧できない」と報じられていました。

七尾市の県水のエリアでは、7キロもある、県の送水管で水が送られており、その管が破損し、地震発生から1か月以上たっても、まだ管の破損箇所を調査中で、水道復旧の目途が立たない。遅ければ4月頃になると報じられていました。

私はこれまで、斑鳩町の水道を県水100%にするという町の方針に対して、災害が起こった際の水の供給について何度も問題指摘をしてきましたが、これまでの議論で問題にしてきたのは、災害発生直後の支援が来るまでの3日間をどう乗り切るのか、そのための水の確保をどうするのかということであり、町の答弁でも、町の水道タンクには、町民全員の飲み水として3日分は確保できているから安心だという答弁をされていたと思いますが、水道は長期に復旧できないという想定は、当時の議論ではそもそもされていなかったというふうに思います。

それが今回の地震で、七尾市の県営水道エリアで長期にわたり断水状態が続いているという報道を見て、これは教訓にしなければならないというふうに考えましたので、質問させていただきたいと思います。

まず1点目ですが、今回の七尾市での水道の被害と、県水エリアで長期に復旧ができないという状況を町はどのように受け止めて考えているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 能登半島地震における水道復旧についてのご質問でございます。能登半島地震において、激しい地震で水道設備が広範囲に被災し、修理に時間がかかり断水が長期化していることが報じられております。

水道管の補修は、地中に埋まった水道管の損傷箇所を見つけて1か所ずつ掘り出して新しい管とつなぎ替える。その上で、試験的に水を通して、治っていることを確認して埋め戻す。この作業を各家庭につながる水道管1本ずつ確認することから、復旧に時間を要しているものと考えております。水道管が損傷し、漏水箇所を補修することになれば、市町村の水道管であれ、県営水道管においても作業工程は同じで、作業に時間を要してまいります。

これら被害が大きく、復旧が長期化している理由のひとつに、水道管の耐震化の遅れが考えられ、報道でも指摘されております。水道管が耐震適合管に対応できているかどうかの指標に耐震化率がございますが、公表されております令和3年度調べの数値におきましては、全国平均41.2%に対し、石川県は36.8%と平均を下回り、被害の

大きい市町村においては、特に耐震化率が低い状況とのことであります。

奈良県におきましては、市町村平均44.4%、斑鳩町では43.9%、奈良県営水道管においては74.6%の状況でございます。

また、もうひとつの理由に、基幹管路のループ化（複線化）が考えられます。石川県営水道の市町村への送水管につきましては、浄水場からの1本のルートで送水されており、復旧作業では浄水場から順番に水圧をかけて漏水調査し、破損箇所を見つけて補修するといった工程が繰り返されます。ループ化や複線化されている場合は両方から同時に復旧を進めていくことが可能となり、復旧の進捗も変わってくるものと考えられます。

本庁への県営水道からの送水は、桜井浄水場と御所浄水場の2系統から送水されていることや、本町内においても各地域でループ化を進めておりますことから、災害時には漏水調査や補修に速やかに取りかけられるものと想定いたしております。

このようなことから、自己水道、県営水道ということではなく、水道管路の構造的な問題が起因しているものと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 私も県水だから駄目ということを使うつもりはなくて、今回の教訓として、もちろん事前に耐震化を進めていくということは必要やけど、それができてるからといって管が壊れないわけじゃないと。壊れるということを想定した上で、そのときに何が必要なのかということ、改めて今回の教訓として今後、考えていくべきじゃないかなというふうに思ったので、提案させていただいたんです。

今、言いましたように、その管の耐震化なりループ化なりという事前にできるものについては、もうこれまでも進めてきていただいていますし、今回の教訓を踏まえて新たに何が必要なのかということもまた検討していただきたいと思います。実際に起こった、管が破裂してなかなか長期に復旧できないというふうになったときに何が必要なのかということも、今後の課題として捉えて研究をしていってほしいなというふうに思うんです。

それに対しては、今これが具体的な対策だということとは言えませんので、今回、問題提起という形にしておきたいというふうに思いますので、これは町だけじゃなくて県にも当然、能登半島地震の教訓というのは県のほうもいろいろ受け止めてはると思いますけど、議会でもこういう意見がありましたということで挙げていただいて、一緒になって対策は進めていただきたいと思いますというふうに思います。

それと2点目ですけども、この間、県営水道100%に変わってしまっていますが、

その際に、町はこれまで自己水、水を汲み上げていた取水井戸については、もう県水100%にして使わないので廃止していきますということをおっしゃってたんですけど、でもやはり今回、長期に水道が復旧しないということで、飲み水の確保ということになると、また別の形で必要だと思うんですけど、私も今、いろいろ防災備蓄品なんかを蓄えるのに動画を見たりしていると、生活用水も非常に大量に必要になるよということで、そうした点で、町の井戸を廃止してしまうんじゃなくて、まだ廃止していないのであれば、それを残して、今後、活用していくということをぜひ研究してほしいなと思うんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 取水井戸についてのご質問でございます。

本町の水道水源として利用しておりました取水井戸は13か所ございました。町の浄水場稼働停止に伴いまして、廃止予定の取水井戸が8か所、今後も地元で農水用の井戸として利用される井戸が5か所ございます。

廃止予定の取水井戸8か所につきましては、令和4年度に2か所を撤去し、残りの6か所を今年度と来年度に撤去する予定で進めております。

そのうち、斑鳩南中学校北側の町有地に設置されております取水井戸につきましては、令和2年度まで稼働し、地下水の水量も良好で比較的新しい施設でありますことから、災害用として利活用できる施設として残すことを決定いたしております。

また、目安地区の農業用水として今後も利用される取水井戸5か所につきましても、災害時には生活用水として活用できるものと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 分かりました。廃止する前に、そういうふうに残すというふう  
に決定されたということなので、よかったなというふうに思います

これについては、今後どのような活用ができるのかということも研究していただいて、災害時を想定した活用方法について、また町民の皆さんにも方向性というんですかね、活用方法等が決定すれば、また周知のほうもしていただきたいと思いますので、願い  
をしておきます。

時間がないので次の質問に移ります。家庭用ごみの回収方法について挙げさせていただいてますが、昨日も同僚議員から、同様のテーマについて質問をされていましたが、先日、開催された厚生常任委員会では、家庭ごみの回収方法について、これまで進めてきたステーション拠点回収から可燃ごみと生ごみについては戸別回収に改め、令和7年

度中の実施を目指したいという報告がありました。

そして、その理由や、また収集方法などについても報告がありましたが、今ひとつよく分からない部分もあったので、改めて、現段階で町が想定している具体的な内容についてお示しいただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 昨日の一般質問の答弁の繰り返しになりますが、ご了承をお願いいたします。

斑鳩町ではこれまでごみの減量化、資源化を進めており、住民の皆様のご理解とご協力のおかげで、全国と比べまして排出量は低い水準を維持をしているところでございます。一方で、これまでステーション方式によるごみ収集を進めてまいりましたが、地域では様々なごみ出しに係る問題・課題が山積している現状がございます。

まず1点目は、高齢化に伴いごみ出しが困難な方が増え続けていることでございます。斑鳩町では高齢者のごみ出し支援策として、ごみを地域の集積所まで出すことが困難な世帯に対しまして、戸別収集を行う安心サポートごみ収集事業を実施をしております。令和4年度には、対象要件を緩和し支援の充実を図ってはおりますが、今後ますます高齢化が進む中、さらなるごみ出し支援の充実や収集体制の整備が課題となっております。

2点目は、各地域における様々なごみ集積所の問題であります。可燃ごみ袋の破損による汚れなど、ごみ集積所の清掃が難しいという声も多く寄せられております。

また、自治会が管理する集積所の清掃当番や、自治会に入っていない方のごみ出しについてのトラブルも年々、増加をしております。

3点目は、資源化率向上への課題であります。斑鳩町一般廃棄物処理基本計画で、令和7年度の目標値として88.2%の資源化率を掲げておりますが、近年は55%程度と、ほぼ横ばいの状態が続いております。

このような問題・課題を解決するため、可燃ごみと生ごみについて、現在のステーション方式から戸別方式に転換することについて、令和7年度中の実施に向け現在、取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） まずですね、私もその高齢化やごみ集積所の管理等によるトラブルの解消という観点から、戸別回収を実施するという点については賛成です。

そんな中で、私、厚生常任委員会を傍聴してまして、この報告を聞いて最初に思ったのは、以前のように家の前を出して、それを回収するというイメージを持ったんですけ

ど、それはそれで間違いないでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） はい、家の前に出していただいて、それを戸別に収集していくという方法でございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 答えられる範囲で答えていただければ結構かと思えますんで、その際にですね、なぜその可燃ごみと生ごみだけなのでしょう。その他プラスチック・ビン・缶・ペットボトルについては、どのように考えるのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 可燃ごみにつきましては家庭系廃棄物全体の8割を占めているものでございます。収集日も一番多くございます。そういったものについて、高齢世帯の方に対応するために家の前へ出していただくと。

それと、もうひとつは可燃ごみの中に54%を厨芥類が含まれてます。この厨芥類というのはいわゆる生ごみで、資源化できるものでございます。それを今回、分けていただくことで資源化率を高めていきたいと、そういうことともう一点は、ごみ集積場所でトラブルがあるのは、やはり集積場所が汚れるからというのが一番トラブルの原因でございます。そういったものを三つ解消できる方法が可燃ごみと生ごみの戸別収集ということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） また今後、令和7年度に向けて議論していく中なので、ひとつの意見として聞いていただければいいかなというふうに思うんですけど、例えば、ステーションは、そうしたら残していくということで理解したらいいのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 現在、取り組んでおりますのは可燃ごみと生ごみの戸別収集でございますので、それ以外の廃棄物・資源物についてはこれまでどおりステーション収集でございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 先ほど、集積所の管理の問題をおっしゃってましたけど、可燃ごみと生ごみは家の前に出せるようになって、それ以外のごみを集積所に持っていかなければならないということになると、その集積所の管理の問題、例えば、その自治会に入っていない人が集積所使えなかったりして、今、たぶん、町の施設のほうに持ち込ん

でおられると思うんですが、そういう方の問題が解決されないんじゃないかなというふうに思ったんですが、そこはどう考えたらいいんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） ごみ集積場所の一番のトラブルは集積場所が汚れて掃除しなければならないと。その当番が自治会員以外の人だったら、しないでもいいのかというのが一番大きなトラブルです。

今回、一番汚れの原因になる可燃ごみについて戸別収集をいたしますので、集積場所が今までみたいに猫やカラスに荒らされるということはないと思いますので、そういった面では自治会の方の負担も軽減できるというふうに考えてますので、地域の集積場所を自治会に入っていない方も利用していただけるようになるものではないかというふうに期待をしているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） もう時間ないので最後に意見だけ述べておきたいというふうに思うんですけど、今回、その報告を聞かせていただいて私が思ったのは、現在、うまくいってるところについては、全部、戸別に戻してしまうんじゃないか、その町民の方が選べるようにしたらどうかというふうに思ったんです。

もう集積所を使うのはかなわんという人は、自分の家の前に出してもらったらいいですし、集積所でうまいこといってるところはそれを残して、収集の問題もおっしゃってたと思うんです。費用もかけて、車とか人も増やすよというふうにおっしゃってましたけども、厚生常任委員会でも安全対策についても心配されてましたし、だから、拠点回収は残しつつ、戸別回収もできるようにしていくというのが、私は合理的じゃないかなというふうに思いましたので、また今後の検討する際に参考にさせていただきたいと思っておりますので、その意見だけ述べて質問については終わっておきます。

○議長（中川靖広君） 以上で、12番、木澤議員の一般質問は終わりました。

これをもって、予定しておりました一般質問は全て終了しました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

明日は、午前9時から予算審査特別委員会が開催されますので、関係委員には定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって散会します。

お疲れさまでした。

（午前11時12分 散会）